

## 専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会ならびに研修会の認証規定

### I. 研修会ルールの適応範囲

1. 専門・認定理学療法士のポイント認証に関わる研修会は大きく3つ【協会主催（後援）、各県士会主催（後援）、その他の研修会】に分類されるが、共通のルールを適応する（それぞれに個別のルールはつくらない）。
2. ポイント認証に関わる研修会とは、協会指定研修、認定理学療法士必須研修会、専門分野研修会を除く研修会を指す。

### II. 研修会の質の保証

1. 他職種講師の条件は、5年以上の実務経験を有し、かつ事前のポイント認証審査で生涯学習機構の承認を受けた者とする。
2. 研修会時間は、90分×2コマ以上とする。または180分以上の研修会時間が必要。

### III. 認定領域の決定方法

1. 研修会主催者は、認定領域について、当該研修会の講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から1つ選択する（研修会主催者は、決定する領域別の「定義」を十分理解した上で、最もその研修内容に近い認定領域を1つ選択する）  
注：講師が専門理学療法士の資格を有する場合、研修会主催者はそのサブ領域の全ての領域から認定領域を1つ選択することができる。
2. 研修会主催者は、研修内容が同一分野の複数領域にまたがる場合（例：内部障害理学療法専門分野の代謝領域と循環領域）、講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から複数領域を選択することができる。
3. 研修会主催者は、研修内容が複数領域にまたがる場合、（例：生活環境支援理学療法専門分野の補装具領域と運動器理学療法専門分野の切断領域）、講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から複数領域を選択することができる。
4. 研修会受講者は、研修会主催者が提示した認定領域の中から希望するものを1つ選ぶことができる。

## 専門・認定理学療法士制度ポイント認定講習会ならびに研修会の認証規定・細則

### I. 研修会ルールの適応範囲

1. 病院内の勉強会（外部からの参加者が認められていないもの、或いは、公に参加者を募集していない勉強会）などは、その他の研修会とは認めない。
2. 営利を目的としたものではないこと。

### II. 研修会の質の保証

1. 他職種講師の認定領域は、研修会主催者が研修内容に近い認定領域を選択し、事前のポイント認証審査で認証を受けた領域とする。
2. 研修会の内容が理学療法業務指針に明記されていない代替医療や伝統医療、あるいは民間療法的なものは認めない。

### III. 認定領域の決定方法

1. 90分×2コマの研修会を2名の講師で行った場合、研修会主催者は講師が取得している専門理学療法士、あるいは認定理学療法士の領域の中から複数領域を選択することができる。